

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	東海財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年3月18日
<b>【会社名】</b>	株式会社御園座
<b>【英訳名】</b>	Misonoza Theatrical Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 長谷川 栄 胤
<b>【本店の所在の場所】</b>	名古屋市中区栄一丁目6番14号
<b>【電話番号】</b>	(052) 222-8201
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	名古屋市中区栄一丁目6番14号
<b>【電話番号】</b>	(052) 222-8201
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 4,500,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年3月13日 (水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	30,000,000株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

- (注)1. 当社は、平成25年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、その後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。なお、当社は、平成25年3月18日開催の当社取締役会において、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案を上記定時株主総会に上程すること及び本件第三者割当に係る募集事項の一部を決定しております。本件第三者割当は、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）が成立すること、並びに上記定時総会において発行可能株式総数に係る定款変更のほか本件第三者割当に関する募集株式の数の上限及び払込金額（発行価額）の下限が承認されることが条件となります。
2. 本件第三者割当に係る発行価額、発行数及び発行価額の総額は、いずれも確定しておりません。発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び事業再生ADR手続における債権者との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、発行価額は同時期に割当予定先との交渉を経て決定いたします。したがって、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額（発行価額の総額）が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	30,000,000株	4,500,000,000	2,250,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	30,000,000株	4,500,000,000	2,250,000,000

- (注)1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 前記「1 新規発行株式」の注2に記載のとおり、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額（発行価額の総額）が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際の発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び事業再生ADR手続における債権者との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、かかる金額に応じて資本組入額の総額も決定します。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)2	未定 (注)2	1,000株	自 平成25年8月2日(金) 至 平成25年8月9日(金)	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成25年8月12日(月)

(注)1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い7月中旬に決定いたします。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋営業部	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋営業部	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,500,000,000	15,000,000	4,485,000,000

(注) 1. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、前記「1 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額であります。実際の払込金額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び事業再生ADR手続における債権者との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定します。

2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税、目論見書印刷費用等の合計額であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額44億8,500万円は、前記「1 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額に基づく差引手取概算額であり、実際の差引手取概算額は、実際の払込金額の総額から発行諸費用の概算額を控除した金額となります。このため、実際の差引手取概算額の上限は33億8,500万円が目処となります。かかる実際の差引手取概算額については、後記「募集に関する特別記載事項 1 事業再生ADR手続について」に記載の積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）の開発する劇場併設型分譲マンションのうち劇場部分に係る区分所有権及び舞台設備等の取得資金に、平成30年7月頃に充当する予定です。なお、当該取得資金の総額は約60億円であり、本件第三者割当以外では、融資を受けることにより調達を行うほか、御園座会館の売却代金の残額を充当する予定です。

調達資金を実際に支出するまでは、株式会社三菱東京UFJ銀行に開設する当社の定期預金口座にて適切に管理のうえ資本増強の目的で利用いたします。

なお、本件第三者割当により調達した資金の最終的な支出時期は平成30年7月頃の予定ではありますが、当社としては、以下に記載する理由から、現在においてこれを調達することが必要であると考えております。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、また、当社は、平成24年3月期において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第5号（債務超過）に該当し、1年間の上場廃止の猶予期間に入っており、平成25年3月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となります。しかしながら、同号及びその関連規定の定めにより、事業再生ADR手続において、原則として平成26年3月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であると考え、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております。

これら2つの観点から、当社は、現時点において本件第三者割当を実施することを決定いたしました。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集に関する特別記載事項】

#### 1 事業再生ADR手続について

当社グループは平成24年3月期決算において業績低迷による赤字を原因として債務超過に陥り、当社普通株式は名古屋証券取引所の定める上場廃止基準第2条第1項第(5)号(債務超過)に抵触して現在1年間の上場廃止猶予期間中にあります。当社普通株式の上場を維持するためには、平成25年3月末までに債務超過を解消することが求められておりますが、平成25年5月上旬に公表する予定の平成25年3月期の決算においても平成25年3月末時点の債務超過は解消されない見込みです。

名古屋証券取引所の規則には、かかる猶予期間中に債務超過が解消されなかった場合でも、事業再生ADR手続を活用すれば更に1年の猶予期間が認められる余地があることから、当社は、平成25年3月期の決算の内容を発表するまでの間に、平成26年3月末までの債務超過解消を含む事業再生計画について全金融債権者より承認いただき事業再生ADR手続を成立させることで上場の維持を図りたいと考え、平成25年2月14日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の申込を行いました。

事業再生ADR手続における取引金融機関との協議も踏まえて、当社が平成25年3月18日に決定した事業再生計画は、以下の内容を当社の主力事業たる劇場事業の回復に向けた骨子としております。

現在当社が劇場「御園座」を構える御園座会館を、一旦、積水ハウスに売却し、売却代金の一部をもって、既存借入金金を完済する。

積水ハウスが御園座会館の再開発を行い、平成30年竣工を目処として劇場併設型の分譲マンションを建設する。

当社は、御園座会館を売却した後、事業規模を縮小しつつ、他劇場を賃借する等して事業を継続し、建設完了後の平成30年に劇場部分を当社が取得し、再び名古屋伏見を拠点として本格的に事業活動を再開する。

また、事業再生計画には、平成26年3月末までの債務超過の解消を目的とする資本増強策として、本件第三者割当が記載されております。しかしながら、本件第三者割当の引受けの依頼先として当社が想定しているのは、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みであることを踏まえ、当社は想定される割当予定先との間の交渉を有価証券届出書の提出後に行うこととしており、有価証券届出書を提出した本日時点において、割当予定先及び発行条件はいずれも未定です。今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先の一部については早ければ平成25年5月頃に決定する可能性があります。第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれるため、割当予定先及び発行条件の最終的な決定については平成25年7月中旬を予定しております。

事業再生ADR手続において当社の事業再生計画が承認されず、事業再生ADR手続が成立しなかった場合には、上場廃止に係る猶予期間が満了し当社普通株式の上場は廃止されます。このため、本件第三者割当は、事業再生ADR手続が成立することをその条件の一つとしております。

なお、割当予定先が未定であることから、今後、割当予定先の引受額の合計が当社の想定に対して著しく不足する可能性がないとはいえ、かかる場合には、事業再生計画の達成に重大な影響を及ぼす可能性があり、さらには本件第三者割当の延期又は中止を余儀なくされる可能性があります。本件第三者割当の延期又は中止の場合には、平成26年3月末において債務超過を解消できず、当社普通株式が上場廃止となる可能性があります。他方、本件第三者割当に係る払込が完了し、平成26年3月末において債務超過を解消する場合には、当社普通株式は、平成26年6月の定時株主総会における計算書類の内容の報告と有価証券報告書の提出をもって同年3月期において債務超過を解消したとして債務超過に係る猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

本件第三者割当においては、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当社は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、有価証券届出書を提出した本日時点において、割当予定先は未定です。

今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先の一部については早ければ平成25年5月頃に決定する可能性があります。もっとも、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれ、割当予定先及び発行条件の最終的な決定については平成25年7月中旬を予定しております。今後、割当予定先が決定次第、割当予定先の状況を速やかに開示いたします。

### 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、平成25年7月中旬となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。当社の現状を踏まえると、割当予定先との交渉次第では、発行価額が「特に有利な金額」に該当する可能性がありますので、「特に有利な金額」とすることについて株主の皆様からのご承認をいただく必要がありますが、上記のとおり発行価額の決定は平成25年7月中旬となることが見込まれますので、当社は、発行価額の最終的な決定に先立ち、本件第三者割当に関する発行価額の下限につき株主の皆様から特別決議による承認をいただくべく、平成25年6月28日開催予定の定時株主総会において、これを諮る予定です。発行価額の下限とすべき金額及び当該金額の算出に向けた考え方については、定時株主総会を招集する際に、その時点までの割当予定先との交渉を踏まえて決定の上、追って開示いたします。

払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方は、今後、発行条件が決定次第、速やかに開示いたします。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数22,500,000株に係る議決権の総数は22,376個です。本件第三者割当により発行される新規発行株式の数及び議決権数は未定であるものの、前記「1 新規発行株式」記載の発行数を全て発行した場合には、新規発行株式の数及び議決権数は30,000,000株及び30,000個となりますので、当該新株式数の平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合は133.3%、当該新規発行株式に係る議決権数の同日現在の当社議決権総数に対する割合は134.1%となり、本件第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本件第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意事項」に規定する大規模な第三者割当に該当するものがあります。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株) (注3)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%) (注4)
株式会社大丸松坂 屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18 番11号	2,000	8.94	2,000	3.82
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	1,117	4.99	1,117	2.13
中部日本放送株式 会社	名古屋市中区新栄一丁目28 番地	1,000	4.47	1,000	1.91
松竹株式会社	東京都中央区築地四丁目1 番1号	686	3.07	686	1.31
名古屋鉄道株式會 社	名古屋市中村区名駅一丁目 2番4号	600	2.68	600	1.15
清水建設株式会社	東京都中央区京橋二丁目16 番1号	494	2.21	494	0.94
長谷川 栄胤	名古屋市昭和区	478	2.14	478	0.91
東宝株式会社	東京都千代田区有楽町一丁 目2番2号	300	1.34	300	0.57
阪田 和弘	鳥取市	217	0.97	217	0.41
株式会社名古屋三 越	名古屋市中区栄三丁目5番 1号	200	0.89	200	0.38
計		7,092		7,092	

- (注) 1. 本件第三者割当前の大株主構成は、平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。
3. 割当予定先及び割当株式数が未定であることから、割当後の所有株式数の記載にあたっては本件第三者割当による新株式の発行を考慮しておりません。
4. 割当予定先及び割当株式数が未定であることから、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、分母に相当する総議決権数にのみ前記「1 新規発行株式」記載の発行数に係る議決権の数を加算することとしております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「募集に関する特別記載事項 1 事業再生ADR手続について」に記載のとおり、当社は、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでおります。

当社は、明治29年6月、名古屋劇場株式会社御園座として創業して以来、歌舞伎をはじめとした演劇公演の上演を主要な事業として、お客様の満足にお応えできるよう邁進してまいりました。

しかしながら、近年の演劇業界を取り巻く環境は、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱や景気全体の急速な冷え込みにより、厳しい状況で推移しました。

当社は、このような事業環境のもと、平成21年8月に経営の立て直しと業績向上を目的として「経営再生プロジェクト」を発足させ、最大限の努力をしてまいりましたが、当社の業績を抜本的に改善するには至らず、平成19年3月期より6期連続で連結当期純損失を計上した結果、平成24年3月期には約218百万円の連結債務超過（純資産額合計から少数株主持分を控除した金額は約338百万円）、平成25年3月期第3四半期には約416百万円の連結債務超過（純資産額合計から少数株主持分を控除した金額は約553百万円）に陥りました。また、長期借入金の返済を進めることが困難な状況となったことから、長期借入先金融機関5社（債務総額：700百万円）に対して、平成22年9月以降、5回にわたり、返済停止及び停止期限の延長を要請いたしました。

このような状況を受け、当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、平成25年2月14日に事業再生ADR手続の正式申込みを行い、同日受理されました。また、当社は、同年2月28日に事業再生ADR手続に基づく事業再生計画の概要説明のための債権者会議(第1回債権者会議)を開催し、「一時停止の通知書」について同意(追認)を得るとともに、一時停止期間を事業再生計画の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の終了時まで延長することについて承認を得ました。

当社は、事業再生ADR手続のなかで、事業再生実務家協会から調査・指導・助言をいただきながら、事業再生計画を策定すべく取引金融機関との協議も踏まえて検討を続けてまいりました。かかる検討を受けて、平成25年3月18日開催の取締役会にて事業再生計画の内容につき決定いたしました。

現在の劇場「御園座」を構える御園座会館は、老朽化の問題に直面しており、耐震基準を満たしていないことから、遅くとも平成27年までに建て替え又は大規模修繕が必要です。また、御園座会館は、需要が拡大しているミュージカル上演に不可欠な設備を有していないため、若年層の観客を取り込む機会を創出できず、ビジネスモデルの転換を図れない状況にあります。今般の事業再生計画において、当社は、このような状況を踏まえ、以下の施策を実施することを決定いたしました。当社は、事業再生ADR手続の成立後、劇場「御園座」を構える御園座会館を積水ハウスと締結し、売却代金の一部をもって既存借入金を完済することを表明しております。当社は、その後、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得することを企図しております。

この一連の再開発によって、当社はかねてより課題でありました劇場「御園座」の老朽化の問題に対応することができるとともに、より幅広い設備を備えた新劇場に活動の場を移すことで将来的に収益性の高い興行に対応したビジネスモデルへの転換を図ることができます。

また、当社は、平成24年3月期において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第5号(債務超過)に該当し、1年間の上場廃止の猶予期間に入っており、平成25年3月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となります。しかしながら、同号及びその関連規定の定めにより、事業再生ADR手続において、原則として平成26年3月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開発された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であると考え、一方、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております。

これら2つの観点から、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をはじめとする金融機関に対して将来の借入れを依頼することに加え、第三者割当により資金調達を行って資本を増強することが、必要とする資金及び資本を確実にかつ迅速に充足するための最善の策であるとの結論に至りました。

なお、本件第三者割当に際しては、株主割当増資や公募増資等、第三者割当以外の資金調達方法も検討いたしましたが、当社が債務超過に陥っていること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案し、事業再生計画を実現するための資金調達は、当社の再建に賛同いただける、地元中部地区の企業や自治体、個人の方々等を割当予定先とする第三者割当によるほかはないものと判断いたしました。

## (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本件第三者割当により最大で30,000,000株の新株式が発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数22,500,000株に対し133.3% (平成24年9月30日現在の議決権総個数22,376個に対しては134.1%) となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は希薄化することとなります。



しかしながら、上記「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件第三者割当を当社の計画どおり実施することができれば債務超過が解消されるために、現在上場廃止基準に抵触しているところ、株式価値の維持に不可欠な上場維持が実現すること、また、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得することで当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することができること等から、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本件第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ただし、本件第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上と見込まれる希薄化を生じさせることを内容としておりますので、平成25年6月28日開催予定の当社の定時株主総会において、募集株式の数の上限及び払込金額（発行価額）の下限について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただくことを条件として実行することとしております。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上と見込まれることから、株式会社名古屋証券取引所が規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第34条の定める経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会決議などによる株主の意思確認を必要とします。

そのため当社は、前記「(2)大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断」に記載のとおり、当社株式の希薄化を伴う本件第三者割当につき、平成25年6月28日開催予定の当社の定時株主総会において、会社法上の特別決議による株主の皆様のご承認を得ることとしました。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

当社のロゴが新株式発行届出目論見書の表紙に記載されます。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第122期、提出日平成24年6月28日）及び四半期報告書（第123期第3四半期、提出日平成25年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所を下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年3月18日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### [ 事業等のリスク ]

当社グループ事業その他に関するリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### (8) 事業再構築について

当社グループは、現在、劇場事業、不動産賃貸事業及び老人ホーム事業を運営しておりますが、平成25年3月18日に公表のとおり、今後は経営資源を劇場事業に集中させていくことを決定し、不動産賃貸事業からは平成25年3月末をもって撤退する見込みであり、また、老人ホーム事業においても然るべき継承先に事業を継承する将来の時点においてかかる事業から撤退する見込みであります。不動産賃貸事業と老人ホーム事業からの撤退後は、当社グループは株式会社御園座単独による劇場事業のみを運営する体制に移行する予定です。

当社の創業事業であり主力事業である劇場事業においては、事業再生ADR手続の中で提出した事業再生計画に従って、当社は御園座会館を平成25年9月に積水ハウスに売却し、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て劇場併設型分譲マンションとなった新建物の劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得する予定です。これは、会館老朽化の問題と、オーケストラピットの不備のために成長分野であるミュージカル公演を上演出来ずに若年層顧客を取り込めなかった設備上の問題を、劇場再開発によって解消することを企図していますが、現御園座会館の売却後平成30年7月に予定される劇場部分の区分所有権の取得までの間は、当社の本拠となる劇場を有しないこととなります。当社は、この再開発期間中においても近隣の代替施設を賃借することで興行を継続する予定ですが、代替施設の設備上の制約や地理的条件、さらには賃借可能性の限定等により、興行期間や入場者数が大きく影響を受ける可能性があります。

また、現御園座会館の閉鎖を契機に固定費を要するビジネスモデルから変動費型ビジネスモデルに転換する予定であります。新ビジネスモデルの業務フローが確立するまでの間に安定的に事業運営を行うことが出来ない場合は、計画外の費用が発生し、収益が予想よりも悪化する可能性があります。

## 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第122期）の提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月18日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年3月6日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

当社は、平成24年6月28日の第122回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、下記の内容の臨時報告書を平成25年3月6日に東海財務局長に提出いたしました。

### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

#### (2) 決議事項の内容

議案 監査役2名選任の件

監査役として安藤重良及び小林一光を選任するものであります

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 監査役2名選任の件					
安藤重良	9,236	84	0	(注)1	可決 (99.0%)
小林一光	9,253	67	0		可決 (99.2%)

(注)1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## (平成25年3月18日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、下記の内容の臨時報告書を平成25年3月18日に東海財務局長に提出いたしました。

## 2 報告内容

## (1) 当該事象の発生年月日

平成25年3月18日(取締役会決議日)

## (2) 当該事象の内容

当社は、事業再生と事業継続に向けて財務体質の抜本的な改善を図るため、平成25年2月14日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)の正式申込みを行いました。当社は、事業再生ADR手続における取引金融機関との協議を踏まえて、平成25年3月18日、取締役会において事業再生計画の内容につき決定し、かかる事業再生計画の一部として、劇場事業の一部休止及び不動産賃貸事業からの撤退を決定いたしました。

## 劇場事業の一部休止

当社は、事業再生計画における方策として、平成26年3月期において御園座会館を積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」といいます。)に売却すること、及び同社による再開後の新劇場を平成30年7月頃に再取得することを予定しております。かかる売却に伴い、現在の御園座会館における公演は平成25年3月で終了いたします。御園座会館の売却後、御園座会館の再開が終了する平成30年7月頃までの約5年間は、他劇場の賃借や提携公演等により、公演活動を継続いたしますが、需要が大きく採算の確保が見込まれる月に限定して興行を行うこと、また、劇場賃借を年間に亘って継続的に行うことが困難であることから、事業規模の一部縮小が見込まれます。

## 不動産賃貸事業からの撤退

当社は、御園座会館を積水ハウスに売却する予定であるため、これに先立ち、平成25年3月末をもちまして主として同会館で営んでおります不動産賃貸事業から撤退いたします。

当社は、今後、当社の主要事業である劇場事業に経営資源を集中させ、取り組んでまいります。

## (3) 当該事象の損益に与える影響額

当社は、劇場事業の一部休止及び不動産賃貸事業からの撤退に伴って、平成25年2月に募集を行った希望退職者への割増退職金、並びに不動産賃貸事業からの撤退に伴い、御園座会館より退去される予定の現入居者への立退料等により、平成25年3月期の個別決算及び連結決算において総額108百万円の特別損失の発生を見込んでおります。

**第四部【組込情報】**

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第122期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第123期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

株式会社御園座  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 田中登志男印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鎌田修誠印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社御園座及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで5期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローも3期連続マイナスとなっている。また、当連結会計年度においても、大きな状況の変化はみられず、引き続き営業損失297,326千円、経常損失373,516千円及び当期純損失384,980千円と多額の損失を計上した結果、218,884千円の

債務超過の状態となり、営業活動によるキャッシュ・フローも 217,001千円と大幅なマイナスとなっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社御園座の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社御園座が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

株式会社御園座  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中登志男 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鎌田修誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第122期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社御園座の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで5期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、当事業年度においても、大きな状況の変化はみられず、引き続き営業損失314,867千円、経常損失395,599千円及び当期純損失399,481千円と多額の損失を計上した結果、389,831千円の債務超過の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映

されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

株式会社御園座  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中登志男 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鎌田修誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社御園座及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで6期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローも4期連続してマイナスになっている。また、当第3四半期連結累計期間においても大きな状況の変化はみられず、416百万円の債務超過の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。